

合同酒精株式会社 次世代育成支援対策推進法改正に基づく

[一般事業主行動計画] (第4期)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

(1)－1 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標1：小学校1年生までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

平成27年4月1日～平成30年3月31日までに

- ①既存制度の拡充
- ②従業員への短時間勤務制度の周知を行う

(1)－2 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標2：育児休暇の取得を促進するため、会社独自の育児休業給付制度を導入する。

<対策>

平成27年4月1日～平成30年3月31日までに

- ①対象者、支給金額、支給期間の検討及び試算
- ②従業員へ育児休暇取得の意義について啓蒙実施

(1)－3 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標3：小学校就学前の子を持つ労働者の一時休職制度を導入する。

<対策>

平成27年4月1日～平成30年3月31日までに

- ①他社事例や制度との比較及び情報収集の実施
- ②対象者の条件、期間の検討

(2)働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標4：所定外労働削減のための措置を講じる。

<対策>

平成27年4月1日～平成30年3月31までの間に

- ①事業所ごとの月間実績に基づいたヒアリングを実施
- ②事業所面談を実施し、時間外増加の要因などを分析し、具体的なアクションプランを設定する
- ③自主的なノー残業デイ設定の検討
- ④管理職に対する労働時間管理の重要性についての啓蒙実施

(3)その他の次世代育成支援

目標5：臨時従業員を対象とする公的資格等の取得に対する手当制度を導入する。

<対策>

平成27年4月1日～平成30年3月31までの間に

- ①支給要件の検討と試算
- ②従業員へ制度の周知を行う

以 上